

事例項目	旧門真市立第一中学校撤去工事にかかる「土壤汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出書類の未提出について
事例発生日等	平成30（2018）年9月
担当課	教育部教育総務課、まちづくり部公共建築課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>平成22（2010）年4月に「土壤汚染対策法」が改正され、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、同法第4条に基づき形質変更届を提出するとともに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第81条の5に基づき当該土地の利用履歴等について調査し、その結果を大阪府知事に報告することが義務付けられている。</p> <p>しかしながら、平成24（2012）から25（2013）年度に行った旧門真市立第一中学校撤去工事において、大阪府への届出がされていないことが、平成30（2018）年9月に大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課からの指摘により判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>平成31（2019）年2月8日付けにて土壤汚染状況調査計画書（自主調査等）を大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課化学物質対策グループに提出し同年2月20日より土壤汚染状況調査を実施した結果、六価クロム化合物が溶出量基準（0.05mg/L）を超える0.07mg/Lが検出された。このことから同年3月29日に大阪府へ区域指定の申請を行い、同年4月18日付けで土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の区域指定がなされた。</p>
発生原因	<p>平成16(2004)年1月1日に土壤汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が施行され、その時点では、建築物等の除却に伴う掘削や埋戻し・整地、通常管理行為に伴う軽微な掘削については報告の対象外だったが、平成22（2010）年4月の法改正をもって、本工事が届出対象の工事となったにもかかわらず、これまでと同じく解体工事は対象外であると誤認していたため。</p>
再発防止対策	<p>①事業を計画する際は、事前に事業課と工事担当課が協議を行い、関係法令について情報共有を行う。</p> <p>②工事の内容に適したチェックリストの作成・周知・点検を行う。</p> <p>③法改正や条例改正などがあった場合は、庁内関係課への周知徹底を図る。</p>
その他	<p>「形質変更時要届出区域」・・・土壤汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であるが、土地の形質の変更を行う場合は、汚染の拡散を防止するため、都道府県知事等に事前に届出を行うとともに、施工方法について一定の制約を受ける区域。</p>
添付資料	